

ハツ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第5号(05年6月14日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【千葉の会】5月27日、第2回裁判は一番大きい部屋(本来は刑事法廷)が傍聴者で満席のなか開かれた。裁判長の進行も傍聴者を意識してくれたのか、説明や被告側代理人への確認も解り易く好意的に感じられた。弁護団からも7人参加してくれた。次回裁判に向けて、被告側に公金支出権限のしくみが明らかになるもの、水特事業の協定書の提出が求められた。今回の一番の収穫は、被告側が門前払いではなく、中身の論議に入ることを確認したことであった。次回裁判は8月26日(金)午前11時から。(中村)

【東京の会】6月3日の第3回裁判で、高橋弁護士は「鄧側が負担金支出差止め請求の被告とするのは、出納長か課長かあいまい」と追及、都は「被告は訴える側が決めるもの」と反論したが、「知事を被告としたのが間違いと指摘したのはそもそも被告側」などと論戦を展開した。第4回は7月25日(月)午前11時より東京地裁606法廷。財務会計行為の違法性根拠を詳細に説明の予定。7月30日(土)15:30から映画『プロジェクトV』(バイオントダム崩壊事件)の上映会を全水道会館にて開催。(懸樋)

【栃木の会】1都5県のうち、栃木だけは三ダム(ハツ場、南摩、湯西川)住民訴訟が同時進行中。南摩ダムは40年前に計画されたが、肝心の南摩川には水が少なく、他の川から導水管でダムに送水する計画。オマケに何度も計画変更され、東京都が参加をやめた分、栃木の利用が増えた。茨城・埼玉・千葉も参加する。問題は、ダムができて水も貯まらず水収支が成り立たない、水需要予測が過大、栃木県には未利用の水利権があり、新たなダムは不要など様々。流域の会は10年程前からダム直下の住民と共に「ムダなダムはいらない」と運動を続けてきた。ハツ場ダム住民訴訟の話を知り、大きなうねりを作り出すべく連絡会に参加した。湯西川ダムは、外部監査で指摘された宇都宮市が水需要を下方修正したが、なお過大な計画。次回訴訟は宇都宮地裁で6月16日10:00、7月6日10:00。(葛谷)

【茨城の会】5月は学習会ラッシュだった。茨城母親大会、土浦、つくば3ヶ所の学習会参加者は延べ115名。会員数も122名に達した。霞ヶ浦という足元の水問題を抱える茨城にとってハツ場は遠い存在であったが、ムダな公共事業、水余り、環境破壊の3点に怒りの共通項を見出し火がついた。拝啓、知事・議会・お役人さま。何時まで愚民政策ですか。(神原)

【群馬の会】「群馬の会」と考える会」で、5月14日、司法修習生を対象に学習会を開催。修習生の参加者は4人だったが、パワーポイントを使っての治水・利水・危険性の説明・地元の住民の現状などを説明した。翌日の国交省案内の視察では鋭い質問が飛んだはず。次回裁判は7月15日(金)1時、傍聴を呼びかけます。(真下)

【埼玉の会】第2回裁判では裁判官が本案に入るよう被告に促したが、被告・県側は次回どう反論するのか?入り口論に終始するのか、本論に踏み込んでくるのか。だが、弁護団は着々と準備を進めている。第3回裁判は7月13日午後1時30分よりさいたま地裁で開かれる。裁判後、早明浦ダム地滑り問題のビデオ上映予定。(藤永)

予定地の(群馬県長野原町)今:水没予定地の代替地造成は大幅に遅れている。道路、墓地の工事は進むも、肝心の住宅地は、国交省のスケジュール通り、今年度からの移転開始は到底困難。最大集落、川原湯温泉の代替地も完成に程遠いが、標高600メートルを超える北向き斜面に最高額坪約17万円の価格のみ決まっており、不安にかられる住民は、「ノイローゼになりそう」と。多額の税金を投入した代替地計画は、「住民追い出し計画」に様変わりしている。(ハツ場ダムを考える会)

発行:ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会/ハツ場ダム住民訴訟弁護団/ハツ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先:042-341-7524(深澤)048-825-3291(藤永)